

年末年始

資源回収・ごみ収集のお知らせ

年末年始は、大掃除などにより家庭ごみの量が増え、ごみ処理施設が混み合います。
計画的な資源・ごみの排出にご協力をお願いします。

年末年始の資源回収・ごみ収集日

地 域	12月の収集最終日				来年1月の収集開始日		
	可燃	不燃	資源		可燃	不燃	資源
小豆沢、稲荷台、清水町、蓮沼町、本町、中台、西台一・二丁目、若木三丁目	31日(火)	25日(水)	30日(月)	来年1月1日(祝)～3日(金)の収集はお休みします	4日(土)	8日(水)	6日(月)
西台三・四丁目、若木一・二丁目	31日(火)	20日(金)	30日(月)		4日(土)	17日(金)	6日(月)
前野町	31日(火)	27日(金)	30日(月)		4日(土)	10日(金)	6日(月)
坂下、蓮根、東坂下、舟渡、徳丸五～八丁目	31日(火)	20日(金)	25日(水)		4日(土)	17日(金)	8日(水)
相生町、志村、徳丸一～四丁目	31日(火)	27日(金)	25日(水)		4日(土)	10日(金)	8日(水)
板橋、中板橋、氷川町、双葉町、大和町、高島平二～五丁目	31日(火)	18日(水)	27日(金)		4日(土)	15日(水)	10日(金)
加賀、仲宿、高島平一丁目	31日(火)	25日(水)	27日(金)		4日(土)	8日(水)	10日(金)
大谷口、大谷口上町、大谷口北町、大山西町、向原	30日(月)	19日(木)	24日(火)		5日(日)	16日(木)	7日(火)
赤塚三丁目、成増二・三丁目	30日(月)	26日(木)	24日(火)		5日(日)	9日(木)	7日(火)
赤塚四・五・八丁目、成増四・五丁目	30日(月)	21日(土)	24日(火)		5日(日)	4日(土)	7日(火)
小茂根、桜川、東山町	30日(月)	28日(土)	24日(火)		5日(日)	11日(土)	7日(火)
泉町、大原町、上板橋三丁目、常盤台、富士見町、南常盤台、宮本町、大門、三園一丁目、四葉	30日(月)	21日(土)	26日(木)		5日(日)	4日(土)	9日(木)
上板橋一・二丁目、東新町、新河岸、高島平六～九丁目、三園二丁目	30日(月)	28日(土)	26日(木)		5日(日)	11日(土)	9日(木)
仲町、弥生町、赤塚一・二・六・七丁目、赤塚新町	30日(月)	19日(木)	28日(土)		5日(日)	16日(木)	4日(土)
大山町、大山金井町、大山東町、熊野町、幸町、栄町、中丸町、南町、成増一丁目	30日(月)	26日(木)	28日(土)		5日(日)	9日(木)	4日(土)

※来年1月5日(日)に、一部の地域で可燃ごみ収集を行います。
※収集日当日の朝(8時まで)に出してください。
※年末年始は、収集時間が通常時と異なる場合があります。
※大型コンテナ方式・貯留式の大規模集合住宅は、別途ちらしなどでお知らせします。

粗大ごみ収集、家電回収

区分・品目	収集日・申込
粗大ごみ(家具・寝具・自転車などの大型ごみ)	粗大ごみ受付センター☎6747-9353(月曜～土曜 8時～19時、12月30日(月)～来年1月3日(金)を除く)※粗大ごみ収集・区指定場所への持込は、年末は12月30日(月)まで、年始は来年1月4日(土)からです。※年末年始は粗大ごみの申込が増加し、電話がつながりにくい状況が予想されるため、24時間受付のインターネット申込にご協力をお願いします。詳しくは、区ホームページをご覧ください。 

| 家電(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) | 家電リサイクル受付センター☎0570-087200(月曜～金曜 9時～17時、12月30日(月)～来年1月3日(金)を除く)※商品を購入した販売店または買い替えをする販売店で引き取りができない場合に、お申し込みください。 |

資源・ごみの分け方・出し方

資源・ごみを正しく分別することで、貴重な資源を再利用できます。資源・ごみの分け方・出し方など詳しくは、区ホームページをご覧ください。

問 合

●資源循環推進課清掃事業係☎3579-2218
●板橋東清掃事務所☎3969-3721
●板橋西清掃事務所☎3936-7441

12月4日～10日は人権週間

啓発活動重点目標 「誰か」のこと じゃない。

国では、だれもがお互いの人権を尊重しあう「心のバリアフリー」を推進し、支え合う社会の実現に向けた取組として、「誰か」のことではなく、自分自身のこととして捉えられるよう、啓発活動の重点目標を定めています。この機会に、人権について考えてみませんか。

区の街頭啓発

人権擁護委員が人権尊重の啓発を行います。
▶とき＝12月16日(月)15時30分から ▶ところ＝東武東上線「大山」駅前
みなさんの人権を守ります
日常での嫌がらせ・中傷など、人権に関する困りごとがある場合は、区民相談室の「人権相談」(水曜13時～16時、予約制)をご利用ください。人権擁護委員が相談に応じます。
———【いずれも】———
▶問＝区民相談室☎3579-2288

ひとりで悩まず話してみませんか

自分・家族の人権が侵害されたときは、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。
▶相談窓口＝東京都人権プラザ☎6722-0124・0125(平日、9時30分～17時30分)✉ippan_sodan@tokyo-jinken.or.jp※人権週間に合わせて、12月9日(月)17時～20時に、夜間人権ホットライン(☎6722-0127)で、弁護士が相談に応じます(相談時間は1人10分)。

12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成18年に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題を解決するには、一人ひとりが関心・認識を深めていくことが大切です。詳しくは、拉致問題対策本部ホームページをご覧ください。

問 合

男女社会参画課男女平等推進係 ☎3579-2486